



令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等が改正され、これまで「人・農地プラン」の取り組みとして行ってきた地域の話し合いが法律に基づく取り組みとなり、「地域計画」と改められました。

農業委員会は、遊休農地の発生防止・解消など、課題解決に向けて地域の農業・農地について話し合うため、農業者や地域の皆さんと一緒に関係機関（町・県・農地バンク・JA等）と一体となって、「地域計画の策定とその実行」に向けた取り組みを行います。

**地域計画とは？**

「地域計画」とは、地域農業を維持するために、誰が・どこの農地で・どんな作物を・どのように栽培するのか、これから先、地域農業の姿を地域で話し合い、概ね10年後を見据えて、地域の皆で作りに上げていく将来計画です。

**地域計画における目標地図**

「目標地図」とは、将来の農業の在り方や地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図のことです。地域計画の一部となります。

**地域計画策定の区域は？**

農業委員会委員の担当地区を基礎とする12の区域（郡家地域7、船岡地域1、八東地域4）に設定しています。※地域の実情等により単一の集落での作成集落区域の変更を行う場合があります。

**問い合わせ**

農業委員会事務局 ☎76-0207  
産業観光課 ☎76-0208

**目標地図作成の流れ**

- ① 現況地図を基に話し合い（右下写真）



集落の農業の現状と課題を話し合う

**② 目標地図の作成**



※目標地図は将来のイメージ図であり、農地の権利を設定するものではありません。

**地域計画策定の効果**

- 10年後の地域内の農地を「誰が耕作するのか」の見通しをつけることができます。
- 地域内で進むべき農業の姿（何を、どのような栽培方法で）を定めることができます。
- 農業をしていく人が耕作しやすい農業（効率的な営農環境）に変えていくことができます。
- 国の補助や支援を受けやすくなります。

**「地域計画の策定に向けて」**



八頭町農業委員会  
会長 安部 寛

町民の皆様には、農業委員会の活動に対しまして、ご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般の法改正により、地域計画が法定化され、各市町村は、目標地図に沿って、地域一体となった農地の集約化等を進めることが求められました。農業委員会においては、地域計画の核となる目標地図の素案作成、関係機関と連携し、「地域計画の策定とその実行」に取り組むことで、本務である「農地等の利用の最適化の推進（①担い手への農地利用の集積・集約化②遊休農地の発生防止・解消③新規参入の促進）」を図ることとしています。

農地所有者の皆様におかれましては、概ね10年後を見据え、所有する農地をどう管理するか（自作する、地域の担い手に貸し付ける、山際の農地など生産性の低い農地は植林するなど）今度考えていただき、「地域計画の策定とその実行」に向けた取り組みにご協力をお願いいたします。

**農地転用には許可が必要です**



- ▼ 自分の農地に住宅・墓地等を建てる場合も許可が必要です。
- ▼ 農地の転用には農業委員会を経て県知事の許可が必要となります。

### 農地の転用とは？

農地を山林や道路、墓地、宅地、駐車場、資材置場など農地以外の用地に変更することです。また、農地の一部を転用する場合や、砂利採取や残土置場など一時的に農地として利用しない場合も転用に該当します。

### 対象農地は？

すべての農地が対象となります。（農地区分や転用内容によっては許可できない農地もあります。）

### 違反転用とは？

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令、罰則の適用もあります。

また、農業委員会は、鳥取県知事に違反転用に対する命令などを講ずるよう要請することができます。

### 許可申請の手続きは？

転用の手続きには、申請書のほかに各種添付書類が必要ですので、事前に農業委員会事務局へお尋ねください。

※農地関係の許可申請の締め切りは毎月20日です。

※自己所有農地に2ヶ月前の農業用施設を建てる場合も手続きが必要です。農業委員会へご相談ください。



## 第12回 定例農業委員会の開催

**日時** 3月14日(木) 13時30分～  
**会場** 船岡地区公民館

※申請書は毎月20日までに提出してください。  
翌月の定例農業委員会で審議します。  
※日程は変更となる場合があります。

## 令和6年度 定例農業委員会開催日

年	月日	開始時間
令和6年	4月11日(木)	13時30分
	5月14日(火)	13時30分
	6月13日(木)	13時30分
	7月11日(木)	13時30分
	8月8日(木)	13時30分
	9月12日(木)	13時30分
	10月10日(木)	13時30分
	11月12日(火)	13時30分
	12月12日(木)	13時30分
	令和7年	1月14日(火)
2月13日(木)		13時30分
3月13日(木)		13時30分

## 農業者年金に加入しませんか？

～しっかり積み立て、安心で豊かな老後を～

農業者の皆さん、農業者年金に加入しませんか？  
老後の備えは農業者年金におまかせください。加入を希望される方は、農業委員会事務局にご相談ください。

- 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方なら広く加入できます。
- 積立方式（確定拠出型）の年金で、少子高齢化時代に強い年金です。
- 保険料は月額2万円から6万7千円の範囲で、千円単位で自由に選ぶことができ、いつでも見直しができます。
- 80歳までの保証がついた終身年金です。
- 保険料は全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税等の節税につながります。
- 認定農業者など一定の要件を備えた方には、保険料の国庫補助があります。

